

災害廃棄物に関する国の指針等について

★広域処理について(抜粋)

1 「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」(平成 23 年5月 16 日環境省)

1 はじめに

今後、本処理指針を基本としつつ、地域の実情を踏まえて被災各県が具体的処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理の推進を図っていくことが期待される。

3 処理に関する財政措置 (2) 効率的執行の確保

また、国は県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る受入れと被災自治体の需要をマッチングさせることにより、広域処理の推進を支援する。

4 処理方法 (2) 広域処理の必要性

- ・東日本大震災は膨大な量の災害廃棄物が発生しているが、被災地は処理能力が不足していることから被災地以外の施設を活用した広域処理も必要。
- ・国は、県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供等を実施。県・市町村は、これを踏まえ広域処理を推進。

★焼却灰の処理基準について(抜粋)

2 「一般廃棄物処理施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて」(平成 23 年6月 28 日環境省)

(2) 当面の取扱い

今回の東京二十三区清掃一部事務組合による焼却灰の放射能濃度の調査結果を受け、環境省において早急に焼却灰の処理方法を検討することとしている。検討結果がまとめられるまでの間、焼却灰の取扱いは下記の通りとする。

ア 8,000Bq/kgを超える主灰又は飛灰については、一般廃棄物最終処分場(管理型最終処分場)に場所を定めて、一時保管する。

イ 8,000Bq/kg以下の主灰又は飛灰については、一般廃棄物最終処分場(管理型最終処分場)に、埋立処分する。念のための措置として、可能な限り、飛灰と主灰の埋立場所を分け、それぞれの埋立場所が特定できるように措置する。

ウ また、8,000Bq/kgを超える主灰又は飛灰が確認された場合は、一時保管場所付近での空間線量率及び埋立地の排水のモニタリングを実施する。

エ 埋め立てた主灰又は飛灰の濃度レベルによって、跡地利用に制限がかかる場合がある。

★広域処理における安全性について(抜粋)

3 「災害廃棄物の広域処理の推進について(東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン)」(平成 23 年8月 11 日環境省)

1 放射性物質に汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理の方針

放射性物質に汚染されたおそれのある災害廃棄物であっても、安全に焼却処理を行うことが可能であり、焼却に伴って発生する主灰及び飛灰について、安全な埋立処分が可能であるとされている。

・木くず等の可燃物について、十分な能力を有する排ガス処理装置が設置されている施設で焼却処理が行われる場合には、安全に処理を行うことが可能である。

2 災害廃棄物の放射能濃度レベルによる広域処理の考え方

・8,000Bq/kg 以下の主灰又は飛灰については、一般廃棄物最終処分場(管理型最終処分場)に、埋立処分する。念のための措置として、可能な限り、飛灰と主灰の埋立場所を分け、それぞれの埋立場所が特定できるように措置する。

・広域処理の実施に当たっては、受入側にて問題なく埋立処分ができるよう、当面の間は、受入側での災害廃棄物の焼却処理により生じる焼却灰の放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg 以下となるよう配慮する必要があると考えられる。

III 災害廃棄物の広域処理における搬出側での確認方法

1 災害廃棄物の搬出側での確認方法の基本的な考え方

放射性物質の拡散は、原発からの距離に応じて一様ではなく、地域差が大きいことから、広域処理を希望する自治体の一次仮置場において災害廃棄物の放射能の確認を行うことを基本とする。

★特別措置法について(抜粋)

4 「平成 23 年3月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対象に関する特別措置法」(平成 23 年8月 30 日環境省)

特別措置法の骨子(環境省作成・抜粋)

○ 目的(第 1 条)

放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めることにより、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減する。

○ 責務(第 4 条)

地方公共団体は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

○ 特定廃棄物以外の廃棄物の廃棄物処理法に基づく処理(第 22 条)

特定廃棄物以外の廃棄物で事故由来放射性物質により汚染されているものについては、廃棄物処理法を適用するものとする。

【参考】

特定廃棄物とは、廃棄物が特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質によって汚染されている廃棄物で、国が特定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をするものとしています。